

# 市県民税の申告と所得税の確定申告

平成29年分所得にかかる市県民税の申告と所得税の確定申告の受付を下記日程で行います。  
会場は大変混み合いますので時間に余裕をもってお越しいただき、必ず期限内の申告をお願いします。  
〔今年の申告期限は3月15日(木)です。〕  
なお、昨年からの申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載が必要となり、手続きには本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

## 市の会場で申告できるもの

- ①市県民税の申告
  - ②所得税の確定申告のうち、次の全ての要件を満たすもの
    - ◇平成29年分の申告
    - ◇営業等所得、農業所得、不動産所得、総合譲渡所得(ゴルフ会員権等)、雑所得(必要経費を計算するもの)がない
    - ◇土地、建物、株式の譲渡、先物取引等の分離課税による所得がない
    - ◇所得税の住宅借入金等特別控除等の住宅関連の税額控除や雑損控除を受けない
- ※要件について詳しくは市民税課にお問い合わせください。  
※ひとつでも要件に当てはまらない場合は、市の申告会場では受け付けられませんので、所沢税務署へ申告書を提出してください。

## 所得税・市県民税申告受付日程

とき	ところ
2月2日(金)	黒須公民館
2月5日(月)	東金子公民館
2月6日(火)	金子公民館
2月7日(水)	西武公民館
2月8日(木)	宮寺公民館
2月9日(金)	藤沢公民館
2月13日(火)	東藤沢公民館
2月14日(水)	二本木公民館
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	市役所 4階大会議室
2月18日(日)	
2月25日(日)	
受付時間	9:00～15:30 ※二本木公民館は9:00～12:00

## 市の会場で必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類(郵送で市県民税申告書・所得税申告書を提出される場合、または市役所の会場で所得税の確定申告を行う場合には、コピーの添付が必要となります。 ※4ページ参照)
  - ②申告書(市県民税申告書または確定申告書が送られている方)
  - ③印鑑、申告者本人名義の口座番号のわかる資料(預金通帳など)
  - ④平成29年中の収入金額がわかる資料(源泉徴収票原本など)
  - ⑤各種控除に必要な資料(平成29年中に支払いをしたもの)
    - ◇社会保険料の領収書・証明書(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、国民年金保険料など)
    - ◇生命保険料、地震保険料などの控除証明書
    - ◇配偶者控除や扶養控除を受ける方は、その方の所得金額が分かる資料(源泉徴収票など)
    - ◇障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
    - ◇寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書など
    - ◇医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(病院ごと・個人ごとにまとめ、保険金などで補てんされた金額を差し引き、合計の支払い金額を計算して記入したもの)
- ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類

## 忘れ物にご注意を

申告は必要なものが揃っていないと受け付けできません。会場にお越しになる前にもう一度忘れ物が無いか確認をお願いします。

なお、各会場の受付整理券は、必要書類の確認後にお渡しします。

## 市県民税の申告

### 申告が必要な方

平成30年1月1日現在、市内に住所がある方で、29年1月から12月までに所得のあった方は申告が必要です。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等がある方で、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、対象となる年度の住民税の納税通知書が送達される時までに、市県民税の申告をしてください。

### 申告が不要な方

次のいずれかに該当する方は、申告をする必要がありません。

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 給与収入のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方（勤務先が複数の場合、全ての勤務先からの提出が必要です。不明な場合は、勤務先にご確認ください。）
- ③ 公的年金等の収入のみで次の範囲の方  
◇ 昭和28年1月1日以前生まれで、収入が151万5000円以下  
◇ 昭和28年1月2日以後生まれで、収入が101万5000円以下
- ④ 市内に住む方の税法上の扶養となっている方および事業専従者
- ⑤ 所得がなかった方や所得が一定額以下

下のため市県民税が課税されない方  
※④・⑤に該当する方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療の保険料の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給の判定などに所得の申告が必要な場合があります。

### 郵送申告が便利です

申告会場は、例年非常に混雑します。年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方、前年中に所得が無かった方などは、市県民税申告書に同封されている返信用封筒を利用し、市民税課（〒358・8511入間市役所）に郵送で申告する方法が便利です。

※添付された資料（源泉徴収票、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など）はお返しできません。  
※申告書が必要な方は、市民税課までご連絡ください。  
※昨年、申告書を提出された方には、1月下旬に申告書を郵送します。

## 所得税の確定申告

### 申告が必要な方

平成29年中に次のいずれかに該当する方は申告が必要です。  
① 事業所得（営業等・農業）・不動産所得がある方  
② 給与所得がある次の方  
◇ 年の途中で就職・退職したなどで年末調整を受けていない方

◇ 給与・役員報酬が年収2000万円を超える方

◇ 給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。）

◇ 2力所以上から給与の支払い（20万円超）を受けている方

③ 雑所得（公的年金等の収入）がある次の方

◇ 公的年金等の収入が400万円を超える方

◇ 公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円を超える方

④ その他雑所得、配当、土地・建物および株式の譲渡、一時所得等がある方

⑤ 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の各種控除を受けようとする方

問い合わせ 所沢税務署 ☎ 04・2993・9111

### 申告の受付・相談は所沢税務署へ

とき 2月16日(金)～3月15日(木)（土・日曜日を除く）、2月18日(日)・2月25日(日)の9時～17時  
※会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

ところ 所沢税務署（所沢市並木1-7）

※「tax」を利用すると、インターネット経由で休日や夜間でも申告することが出来ます。

問い合わせ 所沢税務署 ☎ 04・2993・9111

### 申告書等の作成は 便利な国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告書、医療費の明細書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税（個人）および贈与税の確定申告書などが簡単に作成できます。作成した申告書は、「tax」で送信することはもちろん、「書面提出」を選択し印刷すれば、添付書類とともに郵送などで税務署へ提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

### 郵送等による申告にご協力を

所沢税務署の申告書提出窓口は、大変混雑します。申告書はご自身で作成のうえ、郵便、信書便または「tax」で提出していただくようご協力をお願いします。

郵便または信書便で提出する確定申告書等の「控」は大切に保管してください。また、「控」に税務署の受付印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒（住所・氏名を記入し、所要額の切手を貼り付けたもの）を同封してください。

送付先 所沢税務署（〒359・8601 所沢市並木1-7）

## 医療費控除に関する明細書の提出義務化について

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。税務署から明細書の記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。平成31年分の確定申告までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

なお、医療費控除を受ける方は、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」は受けることができません。

※市の会場で申告する場合は、必ず医療費控除に関する明細書を提出してください。

## ご存知ですか 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入がある方で、公的年金等の収入額の合計額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以内の方は、確定申告が不要です。

※確定申告が不要な方でも、医療費控除等で所得税の還付を受けるための確定申告書は税務署へ提出することができます。

※外国法令に基づく保険、または共済に関する制度の公的年金の支払いの場合、この制度が適用できません。

## ◆市県民税の申告をお忘れなく！

年金所得者の確定申告不要制度に該当する方でも、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除がある場合には、市県民税の申告をすることで市県民税の控除額計算に反映させることができます。

**記載のない控除例** 納付書または口座引き落としで支払った国民健康保険税・介護保険料等の社会保険料、医療費控除、生命保険料控除 他

## 税理士による還付申告相談 事前予約が必要です

還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。予約のうえ、ご利用ください。

とき 2月1日(木)～15日(木) (土・日曜日、祝日を除く)

ところ 税理士事務所 (予約時に指定します)

**対象** 年金受給者、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の途中で退職または就職して年末調整をしていない方で収入が600万円以下の方  
※事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得等がある方は、別途相談料金がかかります。

**申し込み** 電話により関東信越税理士会所沢支部事務局 ☎04・2993・0822 (平日10時～12時、14時～16時)

## セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション税制とは、健康診断などを受けている人が、一部の市販薬（スイッチOTC医薬品）を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。対象となる人は、セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進および疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている居住者となります。具体的には、次の取組が「一定の取組」に該当します。

- ① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主健診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

対象となる医薬品については、厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品が対象となります。

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、①セルフメディケーション税制の明細書、②適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（氏名、取組を行った年および取組に係る事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限り）が必要となります。

必要書類等でご不明点があれば、お近くの税務署にお問い合わせください。

※この制度は「医療費控除の特例」であり、医療費控除の一部であるため、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。

## セルフメディケーション税制の計算方法

1年間のスイッチOTC医薬品購入費合計額

－ 保険金等で補てんされる金額

－ 1万2,000円 (下限額)

= 控除額 (最高8万8,000円まで)

## 申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。 また、手続きには本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年分所得からの申告書を提出する際には、マイナンバー（個人番号）の記載並びに本人確認書類が必要となります。

申告手続きには、以下の書類をご持参ください。なお、市役所の申告会場で所得税の確定申告を行う場合や、郵送の方法で市県民税の申告・所得税の確定申告を行う場合には、本人確認書類のコピーを添付いただく必要があります。

### 本人確認書類

#### ◇マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。  
※コピーを添付する場合は、両面必要になります。



#### ◇マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類と身元確認書類の両方が必要となります。

##### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

次のうち、いずれか1つ

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるものに限りません。）

##### 通知カード（見本）



##### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

次のうち、いずれか1つ

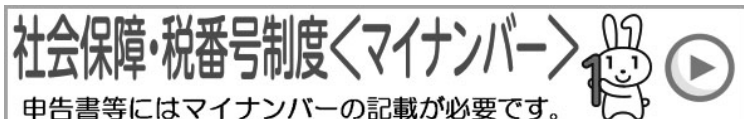
- 運転免許証
- パスポート
- 障害者手帳
- 公的医療保険の被保険者証
- 顔写真付き身分証明書 他



### 被扶養者のマイナンバー確認

申告書には申告者本人のほか、配偶者やお子様など扶養親族に関するマイナンバーも記載する必要がありますので、あらかじめマイナンバーの確認をお願いします。

詳しくは市公式ホームページをご覧ください。  
国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、  
国税庁ホームページ上段のバナーをクリック  
<http://www.nta.go.jp/>



ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

市県民税の申告に関すること : 入間市役所市民税課 ☎04-2964-1111 内線2114 ~ 2117  
所得税の確定申告に関すること : 所沢税務署 ☎04-2993-9111